

平成 年 月 日  
一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事

平成 年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金  
(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)  
補助金確定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請があった省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第14条第1項の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を付することに決定したので通知します。

記

補助金確定通知をする補助事業名 \_\_\_\_\_

確定番号 \_\_\_\_\_

補助金交付申請確定額 \_\_\_\_\_円

- 1 補助金の対象となる事業の内容は、補助対象事業実績報告書に記載されたとおりとする。
- 2 一般社団法人 環境共創イニシアチブは、交付規程第12条の規定に基づき、提出された補助対象事業実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し通知する。
- 3 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (2) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
- (3) 一般社団法人 環境共創イニシアチブの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (4) 補助対象事業者等の名称及び不正内容の公表